

平成 29 年 3 月  
東北電力株式会社

## 新仙台火力発電所リプレース計画における 仙台市環境影響評価条例に基づく供用後の事後調査前倒しについて

新仙台火力リプレース計画(1,2号機を廃止し3号系列2基を新設)における供用後の事後調査については、1,2号機撤去工事が完了するH31年度から開始する予定でしたが、3-2号がH29年7月からH28年7月に前倒しして運転を開始していることから、調査時期を前倒しして実施しております。事後調査前倒しに係る変更点等は以下のとおりです。

### 1. 事後調査前倒しに係る変更点

前倒し済および前倒し予定の事後調査は、供用後の施設の稼動に伴う窒素酸化物排出濃度、騒音・振動等11項目です。(詳細は別紙参照)

また、供用後の施設の存在に伴う眺望景観については、緑化状況が安定した時期に植物の定着状況を確認するため、事後調査をH31年度からH33年度へ先送りする予定です。

なお、新設および撤去工事中の生態系、廃棄物、残土に係る事後調査、撤去工事完了後の動物、植物、生態系に係る事後調査については、変更ありません。

### 2. 撤去工事時期との重合に係る対応

施設の稼動に伴う騒音・振動については、事後調査の前倒しにより1,2号撤去工事中に事後調査を行うこととなったため、当該工事による影響を避けるため工事休止中に事後調査を実施しております。

### 3. 事後調査前倒しの妥当性

事後調査は、工事中および供用後の状況調査により予測・評価結果を検証し、必要に応じて追加の環境保全対策を適切に講ずることを目的として実施するものです。

このため、事後調査の前倒しについては、3号系列運転開始後の環境影響を従来の計画よりも速やかに確認できるという点において妥当であると考えます。

### 4. 今後の予定

事後調査結果の第2回報告については、事後調査の前倒しに伴いH32年からH31年に前倒しして行う予定です。

なお、第3回(最終)報告については、当初計画どおりH34年に行う予定です。

以 上